

# 福岡労働局労働災害防止計画

● 労働災害を減らし、労働者の安全と健康を守るために ●

計画期間

平成20年度～平成24年度

福岡労働局

## ●はじめに●（基本的な考え方）

労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、労働者本人にとってはもちろんのこと、家族、事業場、産業界、そして国全体にとって最大限尊重すべきものです。

このため福岡労働局では、福岡労働局、事業者、労働者をはじめとする関係者が一体となって総合的、かつ、計画的に労働災害防止対策に取り組むことができるよう福岡労働局（第11次）労働災害防止計画を策定しました。

本計画では、平成20年度から平成24年度までの5年間において、労働災害全体を減少させるリスク低減対策の推進及び重篤な労働災害の防止という二つの観点から取り組むとともに、目標の設定、実行、評価、改善（P D C Aサイクル）を念頭に置いて、平成24年度に達成すべき「目標」を設定し、当該目標の達成のため特に重点とすべき行政施策、それを踏まえて事業場が実施すべき安全衛生対策等を「重点対策及びその目標」として示し、確実な推進を図ることとしてあります。

## ●労働災害の発生状況等●

第10次労働災害防止計画（平成15年度から平成19年度まで、以下「10次防」という。）では、労働災害による死者数については年間平均55人以下、かつ、最終年では50人を大きく下回らせること、労働災害総件数については20%以上減少させることを目標としていましたが、死者数については年間平均56人と目標数に達しなかったものの、最終年には40人と目標の50人を大きく下回りました。また、休業4日以上の死傷者数の減少率は約10%にとどまることが見込まれています。

一方、10次防期間中における職業性疾病的発生状況は、じん肺新規有所見者の発生は大幅に減少したものの、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、硫化水素中毒、一酸化炭素中毒等の撲滅には至らず、腰痛症については、介護関係業務の増大等により今後とも増加が懸念されています。また、過重労働による健康障害の防止等労働者の健康保持増進対策の推進を図ってきたものの、平成19年の定期健康診断の結果では、脂質異常症、高血圧症、糖尿病に関連する所見を有する労働者が増加しており、50.1%と2人に1人が有所見者となっています。さらに、脳・心臓疾患に係る労災認定件数は年間15件前後で推移しており、業務による心理的負荷を原因とする精神障害等に係る労災認定件数は年間10件前後で推移しています。

## ●福岡労働局（第11次）労働災害防止計画の目標●

- 1 死亡者数について、第10次防期間中の総数と比して20%以上減少させ（224人以下）、かつ、平成24年において、平成19年の40人と比してこれを下回らせること
- 2 死傷者数について、平成24年において、平成19年と比して15%以上減少させること
- 3 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること

図1 死亡災害・死傷災害発生状況

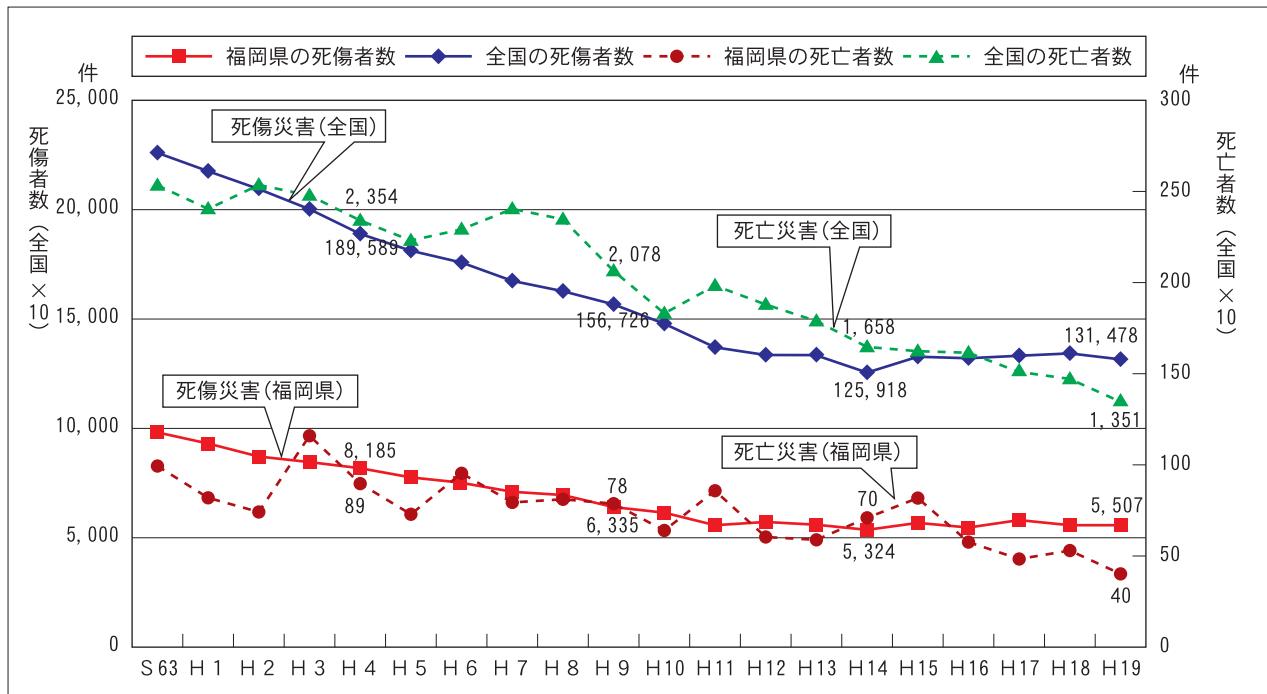


図2 定期健康診断有所見率の推移

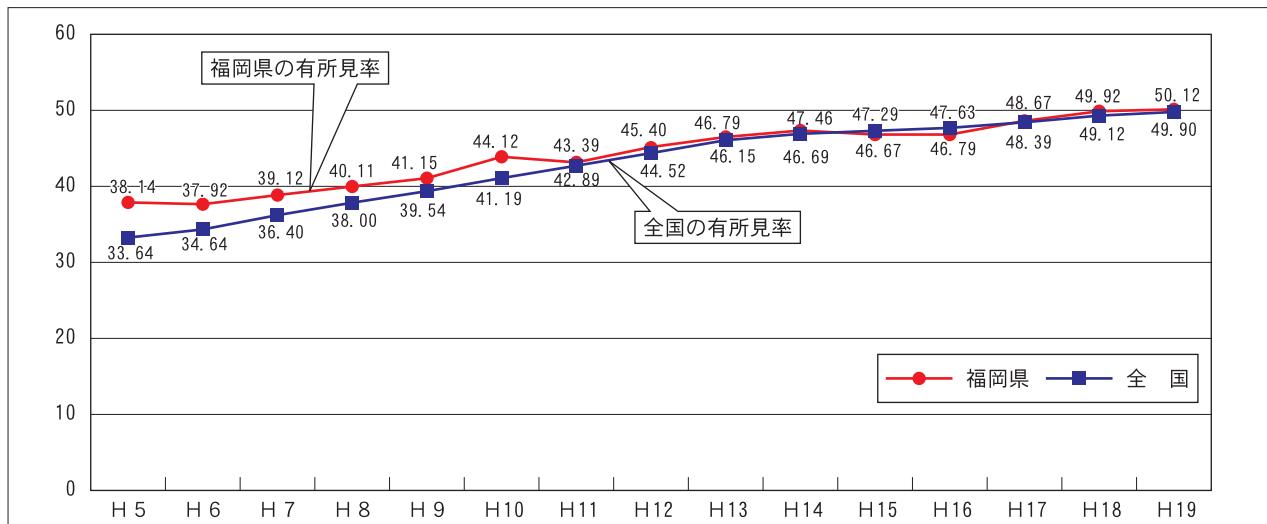


図3 脳・心臓疾患労災請求・認定状況

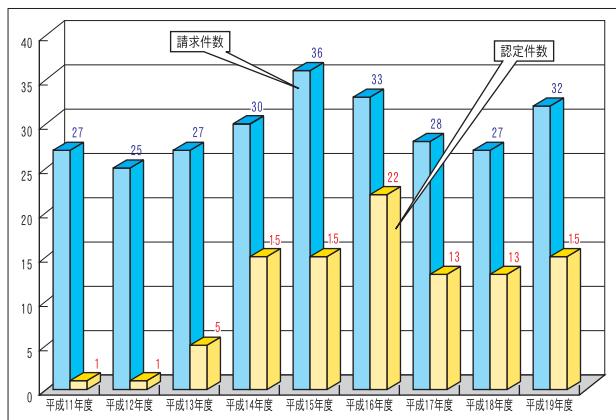
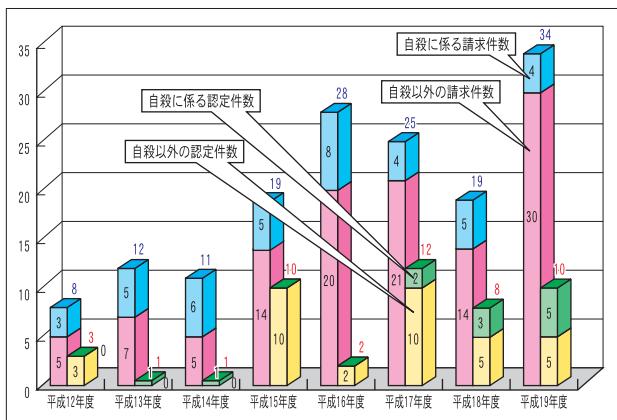


図4 精神障害等労災請求・認定状況



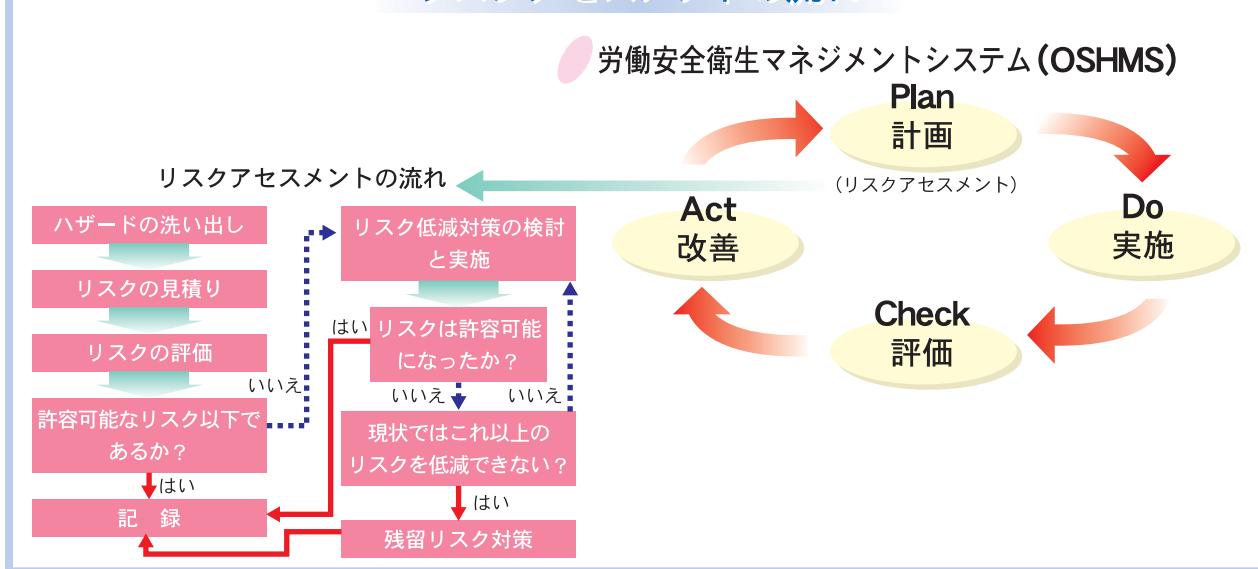
## ● 重点対策及びその目標 ●

- 1 リスクアセスメント等（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置）について、その実施率を着実に向上させる

### 【主な取組】

- ・「リスクアセスメント等普及促進3か年計画」に基づき、①事業場における実施体制の整備、②リスクアセスメント担当者の養成・能力向上、③モデル事業場の選定によるリスクアセスメント等実例、効果等の紹介、④関係団体による普及活動の支援を行い、その実施率を向上させる

## リスクアセスメントの流れ



- 2 化学物質におけるリスクアセスメント等について、その実施率を着実に向上させる

### 【主な取組】

- ・化学物質等安全データシート（M S D S）等の活用を図る

- 3 機械災害の防止について、機械災害を更に減少させる

### 【主な取組】

- ・動力運搬機械、建設用機械、動力クレーン等による重篤な災害発生事業場に対する再発防止対策の徹底を図る
- ・機械の包括的な安全基準に関する指針（平成19年7月31日付け基発第0731001号）、各種ガイドラインに基づき、機械の製造及び使用段階等でのリスクアセスメント等の実施の促進を図る

#### 4 墜落・転落災害の防止について、墜落・転落災害を更に減少させる

##### 【主な取組】

- ・災害が多い足場、建築物における作業、荷役に係る作業での墜落・転落災害防止対策の周知徹底により更なる減少を図る
- ・足場先行工法、手すり先行工法の普及並びに新たな安全対策に基づく墜落・転落災害防止対策の周知徹底

#### 5 粉じん障害の防止について、じん肺新規有所見者を減少させる

##### 【主な取組】

- ・トンネル工事業、アーク溶接作業、金属等の研磨作業を重点とした「第7次粉じん障害防止総合対策」（平成20年3月21日付け基発第0319006号）に基づく対策の推進

#### 6 化学物質による健康障害の防止について、化学物質による職業性疾病を減少させる

##### 【主な取組】

- ・化学物質に係る有害業務における作業主任者の選任及び職務遂行の徹底、作業環境管理の徹底、安全衛生教育の促進を図るなど必要な措置を講ずること

#### 7 労働者の健康診断について、健康診断結果等に基づく健康管理措置の実施率を着実に向上させる

##### 【主な取組】

- ・「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成8年健康診断結果措置指針公示第1号）に基づく措置の徹底
- ・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく医療保険者が行う措置との連携

#### 8 メンタルヘルス対策について、メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合を50%以上とする

##### 【主な取組】

- ・「福岡メンタルヘルス対策推進5か年計画」による対策の推進

## ●計画における労働災害防止対策 ●

### 1 自主的な安全衛生活動の促進

- (1) リスクアセスメント等の実施の促進
- (2) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進
- (3) 自主的な安全衛生活動促進のための環境整備等
- (4) 情報の共有化の推進等

### 2 特定災害防止対策

#### (1) 機械災害防止対策

- ア 動力運搬機、建設用機械、動力クレーン等による重篤な災害を発生させた事業場に対しての再発防止対策の徹底
- イ 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく機械の設計、製造及び使用段階における機械のリスクアセスメント等の実施促進

#### (2) 墜落・転落災害防止対策

- ア 足場先行工法、手すり先行工法の普及
- イ 新たな足場からの墜落・転落災害防止対策の周知徹底
- ウ 車両等からの墜落・転落災害の防止対策

#### (3) 交通労働災害防止対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン（平成20年4月3日基発第0403001号）」の周知徹底等、IT技術を利用した遠隔安全管理手法の普及

#### (4) 爆発・火災防止対策

労働安全衛生関係法令に定める措置の徹底、MSDS等を活用した化学物質に係るリスクアセスメントの普及促進

### 3 労働災害多発業種対策

#### (1) 製造業対策

- ア 機械災害、墜落・転落災害等の労働災害多発分野における対策の徹底
- イ 「IT技術を活用した安全衛生管理手法」の普及促進
- ウ 就業形態の多様化等に対する対応
  - ①雇入れ時等の安全衛生教育の徹底、及び作業に慣れていない労働者に対する危険感受性向上教育、②「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針（平成18年8月1日付基発第0801010号）」に基づく措置の周知徹底等

#### (2) 建設業対策

- ア 「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について（平成19年3月22日付け基発第0322002号）」に基づく、元方事業者による統括安全衛生管理の徹底、中小地場総合工事業者の現場における指導力の向上等
- イ 専門工事業者の安全衛生管理能力等の向上
- ウ 発注者による安全衛生への配慮の促進
- エ 墜落・転落災害防止対策等の強化

- ①木造家屋等低層住宅建築工事を対象とした「足場先行工法」、足場の組立・解体作業における「手すり先行工法」の普及、②クレーン機能付きドラグ・ショベルの一層の普及、危険検知システムの工事現場への普及促進、③「土止め先行工法ガイドライン」の普及定着
- (3) 陸上貨物労働災害防止対策  
ア 交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底  
イ 荷役作業に係る墜落・転落災害等防止対策の強化
- (4) 林業対策  
ア 作業ごとのマニュアルの活用等による作業等の安全対策  
イ 高性能林業機械等の大型林業機械の安全対策の周知徹底
- (5) 第三次産業対策  
ア 業種別モデル安全衛生管理規程、労働災害防止のためのガイドライン等を活用した対策の推進  
イ 交通労働災害防止対策の推進
- (6) その他の業種対策  
港湾貨物運送事業、鉱業その他の労働災害発生率の高い業種についても、引き続き積極的に業種の実態等を踏まえた労働災害防止対策を推進

## 4 職業性疾病対策

- (1) 粉じん障害防止対策  
「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成12年12月26日付け基発第768号の2）」方式の粉じん濃度測定及び測定結果に基づく換気装置の風量の増加等必要な措置の実施、コンクリート等を吹き付ける場所における作業等での電動ファン付き呼吸用保護具の使用、適切な発破退避時間の確保等の対策等の徹底
- (2) 腰痛防止対策  
見直し予定の「職場における腰痛予防対策指針（平成6年9月6日付け基発第547号）」の周知徹底
- (3) 振動・騒音障害防止対策  
振動工具の振動のレベルに応じた作業時間基準に基づく作業管理等を含めた振動障害防止対策の普及促進、騒音レベルの低減化の推進等「騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月1日付け基発第546号）」に基づく作業環境管理等の徹底
- (4) 熱中症予防対策及び酸素欠乏症等防止対策  
ア 建設工事現場・林業・運輸関係事業等に対する熱中症の予防対策の普及  
イ 酸素欠乏危険場所であることの認識の向上、作業内容等に応じた手順の確認等、酸素欠乏症等の防止対策の徹底
- (5) その他の職業性疾病等の予防対策  
ア 電離放射線障害の防止について、被ばくの低減化等の対策の徹底  
イ VDT作業における健康障害の防止について、「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン（平成14年4月5日付け基発第0405001号）」の周知徹底  
ウ 新型インフルエンザ等の新たな伝染性の疾病について、関係機関との連携

## 5 石綿障害予防対策

- (1) 全面禁止の徹底等
- (2) 解体作業等におけるばく露防止対策の徹底等
- (3) 離職者の健康管理対策の推進

## 6 化学物質による労働災害の防止対策

- (1) M S D S 等を活用した化学物質に係るリスクアセスメント等の普及促進
- (2) 特定化学物質、有機溶剤、一酸化炭素等の化学物質による健康障害防止に係る措置の徹底
- (3) 作業環境管理の一層の推進

## 7 メンタルヘルス対策及び過重労働対策

- (1) メンタルヘルス対策
- (2) 過重労働による健康障害防止対策

長時間労働の抑制、面接指導の徹底等、地域産業保健センターにおける面接指導の実施体制の整備、活用の促進

## 8 産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策

- (1) 産業保健活動の活性化

産業医等の選任等の徹底、保健師等の産業保健スタッフの積極的な活用及び連携の促進、地域保健との連携強化及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う措置との連携による健康診断の実施及びその結果に基づく健康管理の徹底

- (2) 健康づくり対策

改正した「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号）」に基づく健康づくり対策の推進等

- (3) 快適職場づくり対策

ア ソフト面の観点からの職場の快適化等を含めて見直しが予定されている「事業者が講すべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（平成4年7月1日労働省告示第59号）」の周知徹底

イ 受動喫煙防止対策の推進

全文は福岡労働局のホームページをご覧下さい。

トップページ <http://www.fukuoka.plb.go.jp/>

労働災害防止計画 <http://www.fukuoka.plb.go.jp/6anzen/anzen14.pdf>

福 岡 労 働 局